

## 津市病児・病後児保育事業実施要綱

平成18年1月1日訓第97号

改正 平成21年9月30日訓第53号

平成25年3月29日訓第29号

平成28年5月31日訓第51号

令和4年9月30日訓第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、病児・病後児保育を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(病児・病後児保育の内容)

第2条 病児・病後児保育は、保育所へ通所中の児童等が当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない期間又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間において、一時的に当該児童等の保育及び看護を行うものとする。

(病児・病後児保育の実施)

第3条 病児・病後児保育は、病院・診療所、保育所等に併設された施設であって市長が適当と認めるもの（以下「実施施設」という。）に委託して行うものとする。

(対象児童)

第4条 病児・病後児保育の対象となる児童は、生後57日目から小学校就学中までの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に保育所において保育されている児童であって、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない期間又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合等社会的にやむを得ない事由により家庭での育児が困難であると市長が認めるもの
- (2) 前号に規定する児童のほか、市長が同号と同様の状況にあると認める児童

(利用期間)

第5条 病児・病後児保育の利用期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護

者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とし、次に掲げる日を除く連続した7日間を限度とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断により、これを延長することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 前3号に掲げる日のほか、実施施設が市長と協議して定める日  
（利用の登録）

第6条 病児・病後児保育の利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ病児・病後児保育利用登録申請書（別記様式）を実施施設の長を経由して市長に提出し、その児童について登録を受けなければならない。

（利用手続）

第7条 病児・病後児保育を利用しようとする前条の規定による登録を受けた児童の保護者（以下「保護者」という。）は、実施施設の長に対し、利用の手続を行うものとする。

（費用負担）

第8条 病児・病後児保育の利用者（以下「利用者」という。）は、病児・病後児保育を実施するために必要な経費を負担するものとする。

- 2 前項の費用の額は、別に定める。
- 3 利用者は、第1項の費用のほか、利用期間中に要した医療費その他実施施設の長が必要と認める実費費用を負担しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この訓の施行前に合併前の津市乳幼児健康支援サービス実施要綱（平成12年津市訓第7号）、久居市乳幼児健康支援サービス事業実施要綱（平成13年久居市訓令第7号）、香良洲町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱（平成13年11月22日制定）又は一志町乳幼児健康支援事業実施要綱（平成15年一志町告示第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日訓第 53 号）

この訓は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓第 29 号）

1 この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市病児・病後児保育事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日訓第 51 号）

1 この訓は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市病児・病後児保育事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の病児・病後児保育の利用について適用し、同日前の病児・病後児保育の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日訓第 82 号）

この訓は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

登録番号

病児・病後児保育利用登録申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

保護者 氏 名

電 話

※自署でない場合は押印が必要です。

次のとおり病児・病後児保育の利用登録を受けたいので申請します。

ふりがな				男・女	年 月 日生
児 童 名					
通園中の施設名	(保育園、幼稚園、その他)				
生活保護法による保護の状況	1 受けている 2 受けていない	一人親家庭等の状況 (該当する場合)	1 母子家庭 2 父子家庭 3 その他		
緊急連絡先	電話				
健康保険被保険者番号	記号 番号 被保険者番号	医療費受給資格証番号			
予 防 接 種	ポリオ：受けた（1回、2回、3回、追加）・受けていない BCG：受けた・受けていない 三種・四種混合：受けた（I期1回、2回、3回、I期追加）・受けていない MR：受けた（I期・II期）・受けていない 水痘：受けた（1回、2回）・受けていない 日本脳炎1期：受けた（1回、2回、追加）・受けていない Hibワクチン：受けた（1回、2回、3回、追加）・受けていない 小児用肺炎球菌ワクチン：受けた（1回、2回、3回、追加）・受けていない B型肝炎：受けた（1回、2回、3回）・受けていない おたふくかぜ：受けた（1回、2回）・受けていない ロタウイルス：受けた（1回、2回、3回）・受けていない 【小学生】二種混合：受けた・受けていない 【小学生】日本脳炎2期：受けた・受けていない				
既 往 症 (今までにかかった病気をすべてを○で囲んでください。)	1 突発性発疹 2 はしか 3 風疹 4 水ぼうそう 5 おたふくかぜ 6 百日せき 7 リンゴ病 8 手足口病 9 ヘルパンギーナ 10 咽頭結膜熱 11 結核 12 とびひ 13 熱性けいれん 14 ぜんそく 15 アトピー性皮膚炎 16 じんましん 17 食物アレルギー（卵、牛乳、大豆、そば、その他（ ）） 18 その他（ ）				
そ の 他	※ 体質（食物アレルギー、薬物アレルギー等）やくせなど心配なこと、配慮してほしいことがあればお書きください。				

